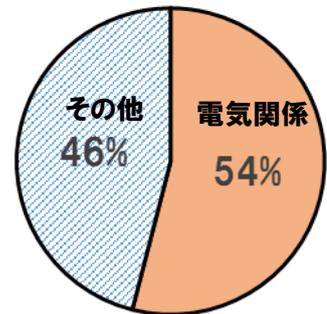


住宅への感震ブレーカー設置に補助金を交付します

地震による火災の過半数は電気が原因でした。東日本大震災における本震による火災全 111 件のうち、原因が特定されたものが 108 件あり、そのうち過半数が電気を原因とする火災でした。

東日本大震災における火災の発生原因



日本火災学会議「2011 年日火災等調査報告書」より作成

電気火災対策には、感震ブレーカーが効果的です。

「感震ブレーカー」は、地震発生時に設定値以上の揺れを感知したときに、ブレーカーやコンセントなどの電気を自動的に止める器具です。不在時やブレーカーを切って避難する余裕がない場合に電気火災を防止する有効な手段です。

【補助金の概要】

1 対象者

- ・自ら所有し、又は居住する三島市内の住宅に感震ブレーカーを設置する者（賃貸住宅にあつては、当該住宅の居住者に限る。）
- ・自らが居住する予定の三島市内に新築する一戸建ての住宅に設置する者

2 対象製品

(一社)日本配線システム工業会が定める規格で、感震機能付住宅用分電盤(JWDS0007付2)の構造及び機能を有するもの(右下の写真参考)

3 対象経費

感震ブレーカーの購入及び設置工事に要する経費

【参考：概算工事費】

- ・感震機能付分電盤（新設/取替） 約8万から 13万円
- ・既存分電盤に後付け(組込み・外付け) 約4万円

4 補助額

補助対象経費の3分の2以内の千円未満を切り捨てた額(上限:25,000円)
但し、新築する住宅に設置する場合 10,000円

5 補助回数

1人につき1回限り

6 申請期間

令和7年4月1日(火)～令和8年1月30日(金) [土・日・祝日を除く]



※申請から補助金交付までの流れは、裏面をご覧ください。

問合せ 三島市危機管理課

電話 983-2751

《事業の流れ》

既存住宅に設置する場合

電気工事店等に、感震ブレーカーの設置についてまず相談し、見積書をもらう。

交付申請書を危機管理課に提出
必ず、工事を依頼する前に申請！

- 申請に必要な書類
- ①補助金交付申請書
※賃貸住宅の場合は所有者の承諾を得る（申請書に署名又は押印）
- ②建物が三島市内の住宅であることがわかる書類の写し
例：固定資産税納税通知書（該当家屋が記載された課税明細書）、建物の登記事項証明書など
- ③設置工事見積書の写し
- ④ブレーカー設置予定箇所の写真

市から補助金等決定通知書の送付

ブレーカー設置工事を依頼
⇒ 完了後、業者へ支払い

完了報告書を危機管理課に提出
（提出期限 2月末まで）

- 完了報告に必要な書類
- ①補助事業完了報告書
- ②交付・請求書
認印の押印が必要です。
- ③設置後の感震ブレーカーの写真
- ④建物全景の写真
玄関が写っているもの
- ⑤領収書の写し

市から申請者へ補助金の支払い

新築住宅に設置する場合

建設業者・設計業者等に、感震ブレーカーの設置について相談する。住宅新築の手続きを進める。

交付申請書を危機管理課に提出
必ず、着工する前に申請！

- 申請に必要な書類
- ①補助金交付申請書
- ②建物が三島市内の住宅であることがわかる書類の写し
例：建築確認済証など
- ③ブレーカーの設置予定箇所がわかる設計図面、仕様書等

市から補助金等決定通知書の送付

住宅新築工事を依頼
⇒ ブレーカー設置工事が完了

完了報告書を危機管理課に提出
（提出期限 2月末まで）

- 完了報告に必要な書類
- ①補助事業完了報告書
- ②交付・請求書
認印の押印が必要です。
- ③設置後の感震ブレーカーの写真
- ④建物全景の写真
玄関が写っているもの

市から申請者へ補助金の支払い

申請、完了報告に必要な様式はホームページからダウンロードできます

三島市感震ブレーカー補助

検索